

政令第 号

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令（昭和四十五年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表東京都の項中「八王子市」を「八王子市 府中市」に改める。

附 則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

理由

府中市の最近における人口のすう勢等に鑑み、同市に建築主事を置かなければならないこととする必要があるからである。